

# 口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成30年11月5日  
農林水産省  
消費・安全局動物衛生課

## 1 背景

特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）は、家畜伝染病予防法に基づき、最新の科学的知見等を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討し、必要に応じてこれを変更することとされている。

今般、口蹄疫、牛疫及び牛肺疫に関する防疫指針について、前回の公表から3年が経過することから、これらの防疫指針の変更に係る検討を開始する。

## 2 口蹄疫の防疫指針の変更の方針（案）

以下の事項を中心とした変更を検討することとした。

- (1) 異常家畜が発見された際に抗原検出キットの使用を可能とする事項を追加。
- (2) 経過観察が必要とされた異常家畜についても動物衛生研究部門で検査を実施する事項を追加。
- (3) 抗原検出キットで陽性となった制限区域内の続発事例については、疑似患畜とする旨を規定。
- (4) 野生動物を介した口蹄疫の感染拡大を防止するための措置を追加。

## 3 牛疫及び牛肺疫の防疫指針の変更の方針（案）

牛疫及び牛肺疫については、発生状況の変化や特段の科学的知見の進展等はないため、口蹄疫の防疫指針に準

じた変更を検討。

#### 4 今後のスケジュール（案）

- （1）牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論いただき、家畜衛生部会に議論の結果を報告。
- （2）家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正。

（以上）